

重要事項説明書 (指定居宅介護支援事業)

〈2025 年(令和 7 年)9 月 1 日改定〉

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人社団武蔵野会

事業所： TMGケアプランセンターあさか

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護サービスの提供にあたり平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令台 38 号（指定居宅介護支援などの人員及び運営に関する基準）第 4 条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	048-423-2360
受付時間	月曜日～土曜日 9：00～17：00 (土曜日は 12：00 まで)
管理責任者(主任介護支援専門員)	加藤 美由紀
担当介護支援専門員	

※ ご不明な点は何でもおたずねください。

2. 業者概要

事業者	名 称 医療法人社団武蔵野会 所在地 埼玉県新座市東北 1-7-2 代表者 理事長 中村 毅
事業所	業種種別 指定居宅介護支援事業 名 称 TMG ケアプランセンターあさか 所在地 埼玉県朝霞市西弁財 1-8-21 電 号 048-423-2360 F A X 048-469-3633 管理者 加藤 美由紀
介護保険指定事業所番号	朝霞市指定 第 1172101410 号
サービス提供地域	朝霞市・志木市・新座市・和光市

3. 当法人の運営する主な併設事業・施設

病院	TMG あさか医療センター
クリニック	TMG サテライトクリニック朝霞台
訪問看護	TMG あさか訪問看護ステーション
地域密着型療養通所介護事業	TMG 療養デイサービスあい

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	法人の理念「ご利用者は私たちの家族」に基づく利用者本位の支援をいたします。 地域に密着し迅速な対応をいたします。
-------	---

5. 職員の職種、人員数及び職務内容

従業者の職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者(主任介護支援専門員)	1名		サービス管理全般
介護支援専門員 (うち主任介護支援専門員 1名以上)	2名以上		サービス計画の立案 情報提供 連絡調整
事務員(兼務)	1名		事務一般

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

6. 営業日および時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日、及び 12/30～1/3 を除く）
営業時間	9：00～17：00（土曜日は 12：00 まで）
営業時間外連絡先	070-3985-2742 24 時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じてご利用者様・ご家族様からの相談に電話で対応する体制を確保しております。

※営業時間外(夜間や休日)で緊急のご相談・お問合せは上記緊急連絡先へご連絡ください。

7. 利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) サービス利用方法

まずはお電話等でお申し込みいただきます。

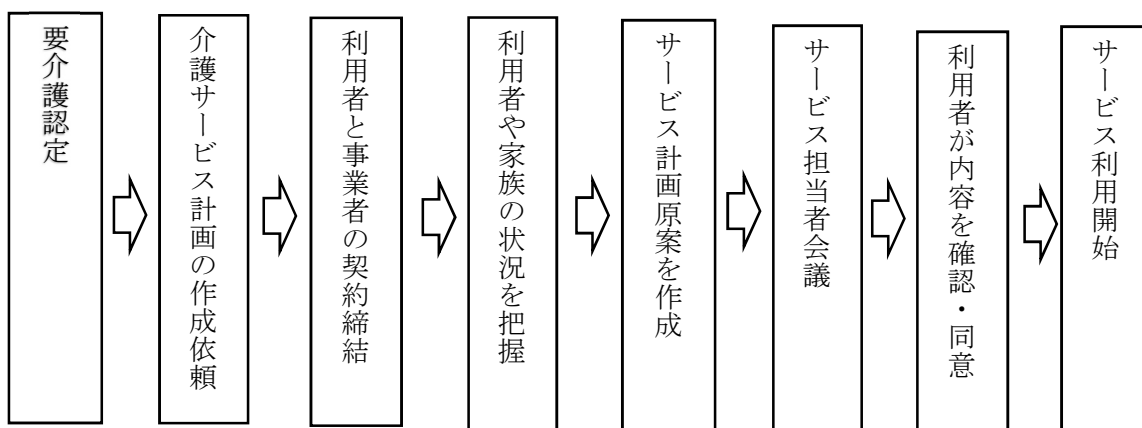
当事業所職員がご自宅までお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) 居宅サービス計画の作成

ご利用者様の御家庭を訪問して、ご利用者様の心身の状況、おかれている環境等を把握した上で居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画書を作成します。

※必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成いたします。



(3) 公正中立な立場での業務実施

当事業所はご利用者様のサービス事業者選択への支援を行うにあたって、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関して公正中立に行っています。

(4) 事業計画、サービス提供記録等の閲覧

当事業所では、事業計画やサービス提供記録の閲覧に関してご利用者名及びご利用希望者とその家族のうちこれを希望される方は閲覧することが出来ます。

(5) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、いつでも解約できます。

②自動終了。

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合・・・・・・入所した日の翌日。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合・・・・・・・・・・認定された日。

※この場合、その後についてはご相談に応じます。

- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合・・・・・・死亡日の翌日
- ・入院を含む介護保険サービスの未利用期間が3ヶ月に及んだ場合。
- ・人員不足等やむをえない事情により、事業所を閉鎖する場合。

※その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、他の居宅支援事業者をご紹介します。

③その他

ご利用者様やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員等に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為等を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 担当の職員

- ・担当の職員は常に身分証明書を携帯していますので必要な場合はいつでもその提示をお求めください。
- ・ご利用者様は担当職員の変更を申し出る事ができます。その場合変更を拒む正当な理由がない限り変更の申し出に応じます。
- ・当事業所は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り事前にご利用者様に了解を得て担当の職員を変更することがあります。

9. 利用料金

(1) 居宅支援利用料

当事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は全額介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

但し、ご利用者様の保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなく

なった場合は、一旦下記の料金をいただくことになります。
 その場合は、当方が発行したサービス提供証明書及び領収書を市町村の
 窓口に提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受けることができます。

区分・要介護度		要介護度	基本単位
居宅介護支援費Ⅰ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者数が 45 人未満の場合	要介護 1・2	1,086
		要介護 3・4・5	1,411
居宅介護支援費Ⅱ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者の数が 45 人以上の場合におい て 40 人以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544
		要介護 3・4・5	704
居宅介護支援費Ⅲ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者の数が 45 人以上の場合におい て 60 人以上の部分	要介護 1・2	326
		要介護 3・4・5	422

ICT 活用又は事務職員の配置を行っている場合（1 ヶ月あたり）

区分・要介護度		要介護度	基本単位
居宅介護支援費Ⅰ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者数が 50 人未満の場合	要介護 1・2	1,086
		要介護 3・4・5	1,411
居宅介護支援費Ⅱ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者の数が 50 人以上の場合におい て 50 人以上 60 未満の部分	要介護 1・2	527
		要介護 3・4・5	683
居宅介護支援費Ⅲ	介護支援専門員 1 人当たりの利用 者の数が 45 人以上の場合におい て 60 人以上の部分	要介護 1・2	316
		要介護 3・4・5	416

※ 当該事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100
 となります。また特定事業所集中減算に該当する場合は上記金額より
 2,168 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て 45 件目以
 上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

加算項目	加算単位	内容 ・ 回数等
初回加算	300	新規に居宅サービス計画を作成する場合用支援者が 要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成 する場合。要介護状態区分が 2 区分以上変更された 場合に居宅サービス計画を作成する場合(一月につ き)
特定事業所加算(Ⅰ)	519	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たって の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的 に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適 合する場合(一月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	421	
特定事業所加算(Ⅲ)	323	

特定事業所加算(A)	114	
------------	-----	--

＜特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ)の算定要件＞

- ①専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置している。
- ②特定事業所加算(Ⅱ)：専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置している。
特定事業所加算(Ⅲ)：専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。
- ③ご利用者様に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催している。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ⑤当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る方に居宅介護支援を提供している。
- ⑦ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ⑨居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満である。
- ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は強力体制を確保している。
- ⑪他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施している。
- ⑫必要に応じて、多様な主体により提供されるご利用者様の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報を提供した場合(Ⅰ)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報を提供した場合(Ⅱ)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	(Ⅰ)イ 連携1回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	(Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	(Ⅱ)イ 連携2回以上
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
退院・退所加算(Ⅲ)	900	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加) 入院の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合
通院時情報連携加算	50	利用者が医師の診断を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合(一月につき)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	病院等の求めにより病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	400	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合

※上記料金には市町村の地域加算を乗じます。

ターミナルケアマネジメント加算について

当事業所が提供するターミナルケアマネジメントについて下記の内容をすべて満たした場合加算の算定をさせていただきます。

1. ご利用者様が悪性腫瘍であって在宅で死亡した場合(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
2. ご利用者様又はご家族様の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問している
3. 必要に応じ主治医に病状等に関する指示を受け、ご利用者様の心身の状況等を把握し、主治医及びサービス事業者へ情報提供を行い、把握した情報を記録している
4. 24時間連絡ができる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行う体制を整備している。

※本重要事項説明書において同意を得るものと致します。

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要になる場合があります。

10. 事故発生時の対応

介護支援専門員はご利用者様に対する指定介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、速やかに管理者に報告いたします。

また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を致します。尚、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

居宅サービス・居宅介護支援事業者総合保障制度

11. 秘密保持

- (1) 事業者は、ご利用者様及びその家族等の個人情報については「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得たご利用者様及びご家族の個人情報については事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者様及びご家族（または代理人）の了解を得るものとします。

12. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	管理者 加藤 美由紀
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果を従業者に周知します
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止に関する体制を整備しています。
- (6) ご利用者様及び事業所からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。
- (7) 事業者はサービス提供中に従業者やご利用者様のご家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待における通報先との連携・協力に努めます。

13. 身体拘束に関する事項

- (1) ご利用者様又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

14. 暴言・暴力・ハラスメントについて

暴言・暴力・ハラスメントに対するため次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 暴言・暴力・ハラスメント行為がご利用者様やそのご家族から、職員にあった場合には解約するだけでなく法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

【具体的な暴言・暴力・ハラスメントの例】

- ・暴力又は乱暴な言動：殴る、蹴る、物を投げつける、刃物を向ける
怒鳴る、奇声や大声を発する など
- ・ハラスメント行為：不用意に体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、卑猥な画像や動画を繰り返し見せる など
- ・その他：職員や他者の個人情報を求める、ストーカー行為 など

15. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を年に2回以上実施します。

16. 例外的な事項について

この重要事項説明書及び介護保険等の関係法令で定められていない事項については関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業所の協議により定めさせていただきます。

17. 苦情等申立先

(1) 相談窓口

電話番号	048-423-2360
担当者(管理者)	加藤 美由紀
受付時間	月曜日～土曜日 9:00～17:00 (土曜日は12:00まで)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に県市町村の相談窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

朝霞市役所 長寿はつらつ課	048-463-1719 (直通)
志木市役所 長寿応援課	048-473-1111 (代表)
新座市役所 長寿はつらつ課	048-477-6890 (直通)
和光市役所 長寿あんしん課	048-424-9125 (直通)
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 名称 医療法人社団武蔵野会
所在地 埼玉県新座市東北 1-7-2
代表者 中村 毅

事業所 名称 TMG ケアプランセンターあさか
所在地 埼玉県朝霞市西弁財 1-8-21
管理者 加藤 美由紀

説明者 _____

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(代理人) 続柄 _____

住所 _____

氏名 _____